

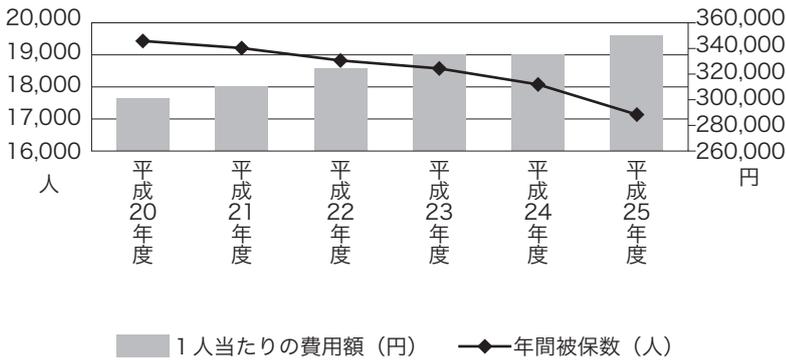
国民健康保険から医療費の現状をみる

国民健康保険（国保）は、地域の保険と位置付けられており、市町村が運営し、加入者の皆さんの相互扶助で成り立っています。ここでは、市の国保の現状をお知らせします。

●医療費の推移

市の国保医療費は、ここ数年約60億円で推移しています。また、市の国保の年間被保険者数は、「表1」のとおり平成20年度に1万9444人でしたが、平成

【表1】年度別被保険者数と費用額の推移



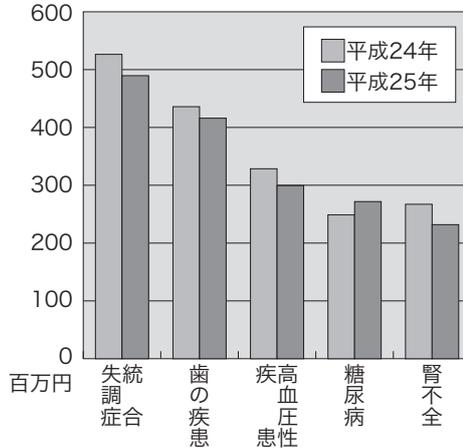
25年度には1万7171人と5年間に2千人以上減少しています。しかし、被保険者の1人あたりの費用額は、平成20年度の30万951円から平成25年度には35万139円となり年々増加の一途をたどっています。

●疾病別医療費の状況

下の「表2」は、市の疾病別医療費の状況で、入院と入院外を合わせた医療費の総合計です。医療費の上位を占めるものは、統合失調症（精神疾患）、歯の疾患、高血圧性疾患となっています。また、腎不全は件数は少ないものの医療費が高額になっているのは、人工透析が要因と考えられます。市の平成24年の人工透析患者は、人口10万人当たりの割合では県内で4番目に多くなっています。人工透析の原因の約半数を糖尿病が占めています。統合失調症に関しては、長期入院の人数が多いため医療費が高額になってしまっているという現状があります。



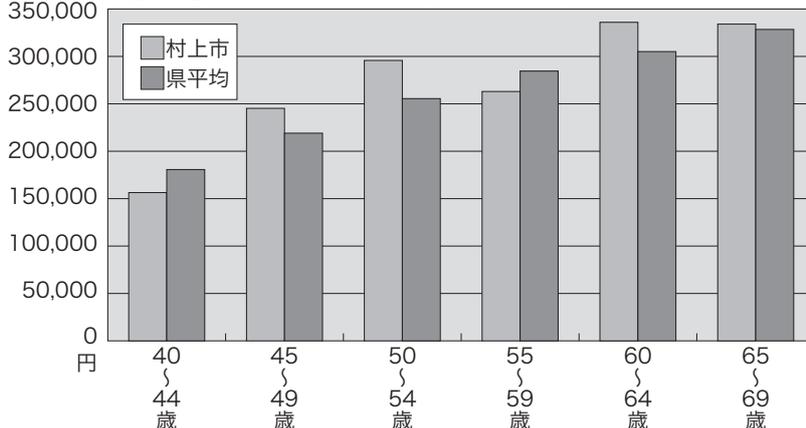
【表2】疾病別医療費の状況(入院・入院外)



●年齢階層別の県との比較

【表3】は、年齢階層別の1人当たりの医療費の市と県平均の比較です。年齢が高くなるに従い、医療費は高くなり、特に45歳から54歳、60歳から64歳が、県平均より高くなっています。

【表3】年齢階層別の1人当たりの医療費 (平成24年)



●問い合わせ
保健医療課健康支援室
☎ 53・2111 (内線263)

●市の医療費の傾向

村上市の特徴は、県平均と比べて、高血圧で受診する人の割合が高いことです。特に、50代では、年間の受診件数が2400件ですが、国保に加入する人が多い60代では1万5600件と多くなっています。また、市の特定健診でも、高血圧と指摘される人の割合は、受診者の約60%と高くなっています。

●市のアンケート結果から

このような実態を受け、市では毎年健診会場で食生活のアンケート調査を行っています。その結果、60代70代と年齢が高くなるに従って、味噌汁を一日2〜3杯飲む人の割合が高くなり、漬物も毎食食べる人の割合も高くなっています。一日の塩分摂取量は、男性は9グラム、女性は7.5gといわれていますが、まだまだ塩分過多の生活の人が多い状況です。

また、飲酒の習慣についても、男性は2人にひとり、女性は20人にひとり、毎日飲酒をしています。特に2合以上の飲酒の割合が男性では5人にひとりで、県平均より高い状況です。

●高血圧がひきおこすこと

高血圧の状態が続くと、血管が傷つき、命にかかわる疾病を引き起こします。血管を守り、脳卒中や心筋梗塞、腎臓病を防ぐために、生活習慣を変えて高血圧

高血圧予防教室 会場・マナボーテ村上

- ① 9月9日(火) 午後1時〜3時
管理栄養士による減塩食のお話と試食(無料)
- ② 10月1日(水) 午前10時〜正午
薬剤師による血圧の薬のお話(無料)
- ③ 平成27年3月4日(水) 午前10時〜正午
減塩弁当の食事会(参加費500円)



を予防しましょう。
今年度、市では次のとおり3回コースで高血圧予防教室を開催します。ぜひ、参加してください。

「国民健康保険限度額適用認定証」 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」 の交付申請について

入院や外来で自己負担限度額以上の高額な医療費がかかる場合には、事前に「限度額適用認定証」または、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付の申請をしてください。

認定証を医療機関などに提示することにより、同一月・同一医療機関などでの支払いを自己負担限度額までに留めることができます。ただし、柔道整復、はり、きゅう、あんま、マッサージの施術は対象外です。

※医療費の自己負担限度額は、年齢・世帯の所得区分に応じて異なります

申請方法

【70歳未満の人】

入院などの前に申請してください。

【70歳以上の人】

住民税が非課税世帯の場合のみ「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されますので申請してください。
住民税課税世帯の人は、医療機関に国民健康保険証兼高齢受給者証を提示するだけで、自己負担限度額までの支払いとなりますので認定証の申請は必要ありません。

■申請に必要なもの

- ・保険証 ・印鑑

認定証の更新

認定証の有効期限は、毎年7月31日です。現在、認定証をお持ちで、8月1日以降も必要な人は、更新が必要です。ので忘れずに手続きをしてください。

申請をされた月の1日から有効の認定証を発行します。8月に限度額の適用を受けたい人は、8月中に申請を行ってください。



国保室 東

●問い合わせ 保健医療課国保室

☎ 53・2111 (内線252〜254)